一般財団法人山下太郎顕彰育英会 令和5年度事業計画書

(令和5年10月1日から令和6年9月30日まで)

- 1 本会奨学生で、現在奨学金を交付中の大学生50名に対し、学資金の貸与 を行う。
- 2 本会奨学生のうち、令和6年3月に在学校を卒業する者を対象に「奨学金 返還免除決定書交付式」を行う。
- 3 山下太郎学術研究奨励賞 2 名以内及び山下太郎地域文化奨励賞 3 件以内を 令和 6 年 6 月までに選考し、授与する。また、必要に応じ、選考委員特別賞 の授与を行う。
- 4 新規に採用する奨学生を令和6年6月までに選考し、学資金の貸与を行う。 募集にあたっては、令和6年の春期又は秋期に大学へ入学する者を対象とし、 採用数は原則10名以内とするが、応募状況等により最大12名まで採用す る。
- 5 本会奨学生を対象に、令和6年8月、奨学生相互の交流を図るため「奨学生の集い」を開催する。
- 6 横手市からの委託により、山下記念館及び関連施設の維持管理業務と来館 者への対応業務を行う。
- 7 山下太郎先生顕彰施設の維持管理、その他本会の目的を達成するために必要な事業を行う。